

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書					連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()	
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((4) と (7) のうち少ない金額)		8	円
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(13) \times \frac{(1)}{(11)}$		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(16) \times \frac{(8)}{(15)}$			9			
			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (8) − (9)			10			
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十五)付表「9」の合計)		3	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)		11		
	税 額 控 除 限 度 額 $(3) \times \frac{3}{100}$ ((別表六の二(十五)付表「1」) ≤ (22) の場合又は (別表六の二(十五) 付表「1」) ≤ (26) の場合は 0)		機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)		12				
			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		13				
			総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(13) \times \frac{20}{100}$		14				
	法 人 税 額 基 準 額	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$			5	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(8)の合計)			15
		個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$			6	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十一)「25の②」)			16
		法 人 税 額 基 準 額 ((5) と (6) のうち少ない金額)			7	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (15) − (16)			17
償 却 費 と し て 損 金 経 理 を し た 金 額 の 計 算									
減 価 償 却 資 産 の 当 期 償 却 額	損 益 計 算 書 に 計 上 さ れ た 減 価 償 却 費 の 額		18	円	減価償却資産の当期償却額のうち当期 に取得等をした生産等資産を構成する 機械等に係る普通償却限度超過額		20	円	
	剰 余 金 の 処 分 の 方 法 に よ り 特別償却準備金として積み立てた 金額その他上記以外の金額		同 上 の う ち 特 別 償 却 に 関 す る 他 の 規 定 の 適 用 に よ り 損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額		21				
			償 却 費 と し て 損 金 経 理 を し た 金 額 ((18) + (19)) − ((20) − (21))		22				
比 較 取 得 資 産 総 額 等 の 計 算									
前連結事業年度又は前事業年度において取得等をした 生 産 等 資 産 の う ち 当 該 前 連 結 事 業 年 度 又 は 前事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額					23	円			
$\frac{\text{適 用 対 象 年 度 の 月 数}}{\text{前 連 結 事 業 年 度 又 は 前 事 業 年 度 の 月 数}}$					24	_____			
比 較 取 得 資 産 総 額 (23) × (24)					25	円			
比 較 取 得 資 産 総 額 の 110 % 相 当 額 (25) × $\frac{110}{100}$					26				

別表六の二（十五）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3第2項《国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。